

建設工事等に関する設計、調査、工事監理並びに建設工事等の用に供することを目的とする測量及び機械類の製造契約特約条項

甲及び乙は、この特約を適用する。

(前払金)

第1条 甲は、契約書で前金払の支払いを約した場合において、乙が保証事業会社と、頭書の履行完了の時期を保証期限として、公共工事の前金払保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、5,000万円を限度とし、乙の書面による請求に基づいて、契約金額の30パーセントの額（10万円未満の端数は切り捨てる。）を前金払として支払う。

2 乙は、保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく前金払をしなければならない。

(契約金額の増減による前払金の追加払及び返還)

第2条 甲は、前金払をした後において、業務委託・請負内容の変更その他の理由により著しく契約金額が増減したときは、当該変更後の契約金額に応じて、乙に対して、甲の定めるところにより前金払を追加払し、又は甲の指定する日までに前払金の一部を返還させることができる。

2 乙は、前項の場合において、甲の指定する日までに前払金を返還しなかったときは、その未返還額につき、当該指定日の翌日から返還する日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に定める割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

(前払保証契約の変更)

第3条 乙は、前条第1項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合にはあらかじめ、工期を延期した場合には直ちに、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、契約金額を減額した場合又は工期を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、乙は、変更後の保証証書を遅滞なく甲に寄託しなければならない。

(前払金の用途制限及び返還)

第4条 乙は、前払金をこの業務委託・請負に必要な経費以外の経費の支払いに充当してはならない。

2 乙は、保証契約が解約されたとき又は前項の規定に違反したときは、直ちに受領済みの前払金を返還しなければならない。

3 乙は、前項の規定により前払金を返還するときは、当該前払金額につき、支払われた日から返還する日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に定める割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

(特約条項 設計、調査、工事監理、測量等 2020-04-01)